

日本人としての人権と尊厳の回復を求めて
中国「残留孤児」国家賠償請求兵庫訴訟

要 請 書

神戸地方裁判所第6民事部

裁判長 橋詰 均 殿

裁判官 山本正道 殿

裁判官 宮端謙一 殿

国が、敗戦時に満州に置き去りにされた中国残留日本人孤児を早期に帰国させる義務を怠り、さらに40年以上経てようやく帰国した孤児の自立を支援する義務を怠ったことにより、「祖国日本の地で、日本人として人間らしく生きる権利」を侵害されたとして、全国の残留孤児2155名(2006年3月1日現在)が、国の責任を明らかにするよう求めて、全国15地裁で国家賠償訴訟を提起しています。

貴裁判所において審理された兵庫訴訟(原告が65名)の結論は全国の裁判を左右するものです。のみならず、老後の生活や健康に不安を抱える残留孤児の人権と尊厳を回復するのに必要な施策を実現するためには、貴裁判所において国の責任を明確されることが不可欠です。

そこで私たちは、以下のことを要請します。

要 請 事 項

貴裁判所で審理されている兵庫訴訟において、残留孤児の受けた被害に対する国の損害賠償責任を明確にする公正な判決がなされるよう要請します。

氏 名	住 所

送付先 〒650-0025 神戸市中央区相生町1丁目2-1 東成ビル4階
あいおい法律事務所内 中国「残留孤児」国家賠償請求兵庫訴訟弁護団
電話078(371)2060・FAX078(371)2032

(取り扱い団体)